

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部を改正する件（案）」に 関する意見について

この度公表されました「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部を改正する件（案）」の内容について、たばこ販売を業として生計を立てている私どもたばこ販売組合としての意見を申し上げます。

29頁 <20歳以上の者の喫煙率の減少に関する目標設定について>

個人の行動と健康状態の改善に関する目標「1生活習慣の改善」の「（5）喫煙」の項目に、「①喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）」の目標値として、20歳以上の者の喫煙率を令和14年度に12%とすることが設定されております。

喫煙率削減の前提は“喫煙をやめたい者がやめる”ことであり、禁煙希望者への支援であって、決して禁煙推奨ではないものと考えます。そのためには、20歳以上の個々人が、大人の嗜好品であるたばこを愉しむ自由は尊重されるべきであり、個々人の嗜好に踏み込んで、喫煙をやめたくない人まで禁煙に誘導することは不適切であり、大問題であると考えます。

今後の喫煙に関する取り組みは、“喫煙をやめたい者がやめる”という前提のもとで進められていくものと認識しており、今後見直し予定である「都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画」における、喫煙に関する取り組み自体も、当然、上述の前提のもとで検討されるべきものであると考えます。

37頁 <望まない受動喫煙の機会を有する者の減少に関する目標設定について>

社会環境の質の向上に関する目標「2自然に健康になれる環境づくり」の「③望まない受動喫煙の機会を有する者の減少」の目標について、目標値として令和14年度に「望まない受動喫煙のない社会の実現」とすることが設定されております。

まさに「望まない受動喫煙の防止」が健康増進法の趣旨と認識しており、“健康増進法は、決して禁煙法ではなく、喫煙する国民と受動喫煙を受けたくない国民双方の権利を尊重し、お互いが共存できる社会の実現を推進することこそが本来目的”であると考えております。その目的達成のためには、「禁煙の推奨」ではなく、「分煙環境の整備・推進」こそが極めて重要であると私どもは考えております。

また、令和5年与党の税制改正大綱では、屋外分煙施設等の整備の促進として『望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図

るよう引き続き促すこととする。』とされており、今年1月の総務省からの全国事務連絡では、『「健康増進法」（平成14年法律第103号）も踏まえ、望まない受動喫煙を防止するためには、駅前・商店街などの場所における公共又は民間の屋外又は屋内の分煙施設の整備が考えられる」ところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。』と発出されております。

今後は公共の場所に限らず、民間施設等を含めた屋外または屋内の、「分煙環境の整備、推進」を更に強く進めることで、「望まない受動喫煙のない社会の実現」を目指していくべきと考えております。それらは、たばこ総需要の減少に一定の歯止めをかけることにもつながり、ひいては、たばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資するものと考えます。

改めまして、「たばこ」は長年日本国民の生活に定着している合法的嗜好品であるとともに、貴重な担税物品でもあります。たばこ税の安定的な確保の観点、そして、私どもたばこ販売を業として生計を立てている多くの組合員への影響に最大限の配慮をいただきつつ、総合的に見て偏りのない公平・公正な方針を策定いただきますよう強く要望いたします。

2023年4月17日

〒105-0014 東京都港区芝1-6-10 芝SIAビル7階

全国たばこ販売協同組合連合会